

## 第8章 計画の推進

### 8-1 各主体の役割

地球温暖化対策を着実に進めていくためには、県民、事業者、NPO等民間団体、行政の各主体が、互いに連携・協力した取組を進めていくことが重要であり、以下のような役割が期待されます。

#### (1) 県民

地球温暖化問題の多くは、日常生活から生じる環境への負荷がその一因となっていることから、それを自らの問題として捉え、地球温暖化の防止を一層高めるとともに、日常生活において、積極的に地球温暖化防止の取組を行っていくことが期待されます。

#### (2) 事業者

企業として社会的責任の重要性から各種法令の順守はもとより、地球温暖化防止を意識した経営を進めることが必要です。また、行政や地域との連携により地球温暖化防止に関する活動に積極的に参画することが期待されます。

#### (3) NPO等民間団体

地域における地球温暖化防止活動に加え、専門的な知識や技術を活かした、行政ではできないきめ細やかな活動が期待されます。

#### (4) 地球温暖化防止活動推進センター

県内における地球温暖化防止活動の中核的な支援組織として、県、市町村及び地球温暖化防止活動推進員等と共同して普及啓発活動等を行っていきます。

#### (5) 市町村

地域住民に最も近い自治体として、きめ細やかな地球温暖化対策を行うことができます。また、地域の異なった社会性、自然的条件に応じ、自ら率先してそれぞれの特性に合った地球温暖化対策を実践することが期待されます。

#### (6) 県

総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実行するとともに、その成果を広く公表し、適切な進行管理を行います。また、自らも率先して地球温暖化防止のための行動を実践します。

## 8-2 計画の進行管理

### (1) 温室効果ガス排出量の経年把握及び公表

温室効果ガスの削減目標の達成状況については、毎年度、温室効果ガス排出量の実績を把握し、対策の実施状況とともに報告書を作成して公表します。

### (2) 実行計画の改定・見直し

中期目標年度である 2020（平成 32）年度に、目標達成状況を踏まえて本計画の改定を行います。

なお、地球温暖化防止に関する国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認められる場合には、適宜本計画の見直しを図ります。